

者等

# 島根県報

平成30年1月5日(金)

第 2,968 号 (每週火·金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目    次	_						
	_						
【規 則】							
島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	(企	業	立	地	課)	2	
【告示】							
生活保護法の規定による医療機関の指定	(地	域	福	祉	課)	2	
生活保護法の規定による介護機関の指定	(		"		)	2	
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(		"		)	3	
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(		"		)	3	
保安林予定森林 (2件)	(森	林	整	備	課)	3	
指定漁船調書の縦覧	(水		産		課)	4	
【公告】							
公共測量の実施	(技	術	管	理	課)	5	
【特定調達公告】							
テクノアークしまねの電力調達に係る一般競争入札の実施	(産	業	振	興	課)	5	
島根県立中央病院における1.5テスラ磁気共鳴断層撮像システム調達及びメンテ	(病		院		局)	8	
ナンス業務に係る一般競争入札の落札者等							
島根県立中央病院における生体情報監視システム調達に係る一般競争入札の落札	(		"		)	8	

# 公布された条例等のあらまし

#### ◇島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第1号)

1 規則の概要

農村地域工業等導入促進法の改正に伴う規定の整理

2 施行期日

公布の目から施行することとした。

規 則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第1号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則(平成4年島根県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号ウ中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「第5条第3項第1号」を「第5条第2項第1号」に、「工業等導入地区」を「産業導入地区」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

## 島根県告示第1号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
葛尾内科医院	松江市東奥谷町3の6	平成29年12月1日

#### 島根県告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

	事	業者	実施する事業	事業所		指定年月日				
名	称	主たる事務所の所在地		名	称	所 在 地		地	旧处十万日	
有限会社	エン	浜田市長沢町477番地	居宅療養管理指	遠藤薬局		浜田市	i黒川	町97—	平成29年7月1日	
ドウ		24	導			10 昭	和ビ	ル1階		
有限会社	つく	出雲市里方町864番地	居宅療養管理指	つくし薬	局小山	出雲市	i小山	町115	平成29年12月1日	

し薬局		2	導	店	-1		
有限会社 つ	<	出雲市里方町864番地	介護予防居宅療	つくし薬局小山	出雲市小山町115	平成29年12月1日	
し薬局		2	養管理指導	店	-1		

## 島根県告示第3号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
葛尾内科医院	松江市東奥谷町3の6	平成29年11月30日
湖北つきはしクリニック	松江市岡本町1041番地2	平成29年10月31日
パール歯科	浜田市黒川町4229-3	平成29年10月31日
清水薬局	邑智郡川本町大字川本525-2	平成29年10月1日

# 島根県告示第4号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

平成30年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事	廃止年月日		
名 称	主たる事務所の所在地	焼皿りる事未	名 称	所 在 地	廃业十万口	
安来市	安来市安来町878番地	介護療養型医	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931	平成29年11月1日	
	2	療施設		番地		
安来市	安来市安来町878番地	短期入所療養	安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931	平成29年11月1日	
	2	介護		番地		
佐々木 良二	浜田市黒川町4229-3	居宅療養管理	パール歯科	浜田市黒川町4229-3	平成28年10月31日	
		指導				
佐々木 良二	浜田市黒川町4229-3	介護予防居宅	パール歯科	浜田市黒川町4229-3	平成28年10月31日	
		療養管理指導				
清水 哲之介	邑智郡川本町大字川本	居宅療養管理	清水薬局	邑智郡川本町大字川本	平成29年10月1日	
	525-2	指導		525 — 2		
清水 哲之介	邑智郡川本町大字川本	介護予防居宅	清水薬局	邑智郡川本町大字川本	平成29年10月1日	
	525-2	療養管理指導		525 — 2		

#### 島根県告示第5号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2第1項の規定により告示する。 平成30年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 松江市鹿島町上講武字七田2029、字七田右代3018
- 2 指定の目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第6号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成30年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町上西佐折1、2-1、3から6まで、8から10まで、23から29まで、31から37まで、40、41

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第7号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出事項
  - (1) 発起人の住所及び氏名

出雲市多伎町口田儀489-8 小島伸二

" 小田917-1 石飛興治

" 久村1816-3 森山正康

(2) 加入区

多伎町加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 漁業協同組合 J F しまね
- 2 指定漁船調書の縦覧
  - (1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合JFしまね

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について安 来市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量(2級基準点測量)

2 作業期間

平成29年12月25日から平成30年1月31日まで

3 作業地域

安来市安来町及び南十神町

# 特定調達公告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成30年1月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達の名称及び数量

テクノアークしまねの電力調達 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及びテクノアークしまねの電力調達仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 調達期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(4) 調達施設

テクノアークしまね

(5) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額(当該金

額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内での最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

#### 2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 平成30年1月29日 (入札参加資格確認申請の提出期限)までに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の 規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 平成30年1月29日 (入札参加資格確認申請の提出期限) において、庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加 資格審査要綱 (平成17年島根県告示第208号) 第5条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名 簿の営業種別「電気供給業務」に登録され、かつ、入札日においても引き続き当該名簿の当該種別に登録されてい る者であること。
- (5) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日において、その措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除 措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。
- (8) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用及び再生エネルギーの導入に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (9) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

#### 3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎2階

島根県商工労働部産業振興課総務企画グループ

電話 0852-22-6221 ファクシミリ 0852-22-5638

メールアドレス sangyo-shinko@pref. shimane. lg. jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成30年1月9日(火)から同月26日(金)までの間、電子メールによって交付するので、入札に参加を希望する者は、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する本公告に貼付されている「入札説明書交付申請書」に必要事項を記載し、電子メールで(1)の交付場所へ送信すること。

なお、送信後は必ず電話にて到着の確認をすること。

交付時間は、午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)とし、交付費用は無償とする。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(4) 申請書の提出期間

平成30年1月10日(水)から同月29日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること(郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。)。

(5) 申請書の提出場所

(1)の場所

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年2月16日 (金) 午前10時

(郵便による入札にあっては、書留郵便とし、平成30年2月16日(金)午前9時までに(1)の提出場所へ必着のこと。)

イ 場所 島根県松江市内中原町52 島根県職員会館 教養室2

#### 4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約単価(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に基づき、契約期間における予定電力等による相当金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その 他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要する。

(6) 契約における特約事項

本契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者 を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

# 5 Summary

(1) Details of bidding submission

Title of procurement: Electric power for Techno-arc Shimane

Procurement period: April 1 2018 — March 31 2021

(2) Submission period for vendor qualifications

January 10 2018 (Wednesday) — January 29 2018 (Monday), except Saturday, Sunday, and public holidays: submissions accepted  $9:00~\mathrm{AM}-12:00~\mathrm{PM}$  and  $1:00~\mathrm{PM}-5:00~\mathrm{PM}$ 

(3) Date and time for bidding and results: February 16 2018 at 10:00 AM

Deadline for submission by mail: February 16 2018 at 9:00 AM

(4) Contact/Submission addressee

General Affairs Planning Group, Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government 1 Tonomachi, Matsue—shi, Shimane—ken, 690—8501, JAPAN

TEL: 0852-22-6221

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号)第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成30年1月5日

島根県立中央病院 病院長 小 阪 真 二

1 件名及び数量

1.5テスラ磁気共鳴断層撮像システム調達及びメンテナンス業務 一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 契約の相手方を決定した日

平成29年10月25日

4 契約の相手方の氏名及び住所 小西医療器株式会社出雲営業所 所長 佐藤 晋一 出雲市塩冶有原町5丁目59番地

- 5 落札金額
  - (1) 調達 112,968,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
  - (2) メンテナンス 39,312,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 特例公告を行った日

平成29年9月8日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び島根県病院局財務規程(平成19年島根県病院局管理規程第9号)第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成30年1月5日

島根県立中央病院 病院長 小 阪 真 二

1 件名及び数量

生体情報監視システム 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 契約の相手方を決定した日

平成29年11月13日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - 小西医療器株式会社出雲営業所 所長 佐藤 晋一 出雲市塩冶有原町5丁目59番地
- 5 落札金額
  - 35,100,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
  - 平成29年9月29日